

令和8年3月

長門市議会定例会
追加議案参考資料

目 次

議 案

第 36 号 長門市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・ 1
----------------------------	-------

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国は、令和 7 年度税制改正（給与所得控除 55 万円から 65 万円に引き上げる見直し）の影響を受ける令和 7 年度（令和 6 年分）の住民税非課税の者（第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）について、令和 8 年度介護保険料の算定においても住民税非課税の者として、個別申請によらず減免できる特例減免を規定したことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

令和 8 年度分の介護保険料の特例減免として、個別申請によらず減免することができるよう長門市介護保険条例の一部を改正する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日